

千葉シティ5BEACH観光PR大使設置要綱

(設置)

第1条 千葉市は首都圏に位置しながら、多くの里山、はるかに富士山を望む海岸線など、「緑と水辺の豊かな自然にあふれた都市」である。そこで、特に本市のビーチエリアに焦点を当て、多彩なプロモーションを展開することで、その魅力を国内外に広く発信し、市域全体をも包含した集客交流の拡大を図るため、千葉シティ5BEACH（ファイブビーチ）観光PR大使（アンバサダー）（以下「観光PR大使」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 観光PR大使は、次に掲げる要件を満たすもののうちから、公益社団法人千葉市観光協会会長（以下「会長」という）が委嘱する。

- (1) 千葉市内に居住し、又は通勤、通学する18歳以上の個人
- (2) シティプロモーション活動を行うに当たり、広く影響力をもつと認められるものであること
- (3) 第5条に定める活動を意欲的に行うことができると認められること

(任期)

第3条 観光PR大使の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

(解嘱)

第4条 観光PR大使が次の各号のいずれかに該当するとき、会長は解嘱することができる。

- (1) 観光PR大使を辞することの申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 観光PR大使として不適格な言動があり、適格性を欠くにいったとき。

(活動)

第5条 観光PR大使は、公益社団法人千葉市観光協会の認めた、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 千葉市内外で本市の観光情報などを発信するプロモーション活動
- (2) メディア出演、取材対応
- (3) SNSなどを活用した情報発信
- (4) 観光PR大使の資質を高めるための研修、ミーティング
- (5) 前4号に掲げるもののほか、観光PR大使としての存在価値が発揮できる役割が与えられた活動、千葉市の観光振興または集客に寄与すると会長が判断できる活動

(報酬)

第6条 会長は、観光PR大使に対し、年度予算の範囲内において千葉シティ5BEACH観光PR大使報酬支払基準に基づき報酬を支払う。

- 2 観光PR大使は、「観光PR大使活動報告書(様式第1号)」により、会長へ報告をしなければならない。
- 3 会長は、前項により提出された書類を確認・審査の上、「観光PR大使報酬・旅費支払通知書(様式第2号)」により支払金額を通知する。

(旅費)

第7条 会長は、観光PR大使に対し、千葉シティ5BEACH観光PR大使旅費支払基準に基づき旅費を支払う。

- 2 観光PR大使は、必要に応じ、「観光PR大使旅費申請書(様式第3号)」により会長へ旅費の申請を行うことができる。
- 3 会長は、前項により提出された書類を確認・審査の上、「観光PR大使報酬・旅費支払通知書(様式第2号)」により支払金額を通知する。

(派遣手続)

第8条 観光PR大使の派遣を希望する者(以下「派遣希望者」という)は、会長に対し、「千葉シティ5BEACH観光PR大使派遣申請書(様式第4号)」を活動予定日の原則3週間前までに提出しなければならない。ただし、企業広告の要素が強い活動については、派遣は行

わない。

- 2 会長は、派遣希望者に対し、「千葉シティ5BEACH 観光PR大使派遣申請結果通知書（様式第5号）」により、派遣の可否を通知する。
- 3 派遣希望者は、観光PR大使派遣終了後、「千葉シティ5BEACH 観光PR大使派遣報告書（様式第6号）」により、会長へ報告しなければならない。

（派遣費用の徴収）

第9条 会長は、千葉シティ5BEACH 観光PR大使活動費徴収基準により、派遣希望者から活動費を徴収する。ただし、会長が徴収の必要がないと認める活動については、この限りではない。

（庶務）

第10条 観光PR大使に関する庶務は、公益社団法人千葉市観光協会事務局において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、観光PR大使に関し必要な事項は、別に定める。

附則

平成29年6月17日 施 行

平成30年7月 4日 一部改訂施行